重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部改正（素案）に対するご意見

（ご意見募集期間）令和６年９月30日（月）から令和６年10月29日（火）まで

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見の該当箇所  （該当ページ・項目名等） | ご意見の内容 |
|  |  |

【あなたご自身について】　※差し支えない範囲でご協力お願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 年　齢  （該当するものに  チェック） | □17歳以下　□18・19歳　□20歳代　□30歳代  □40歳代　　□50歳代　　□60歳代　□70歳以上 |
| 住　所  （該当するものに  チェック・記入） | □大阪市に在住している。　→区名：（　　　　　　）  □大阪府内に在住している。→市町村名：（　　　　　　）  □大阪府外に在住している。→都道府県名：（　　　　　　） |

提出期限や提出先などについては、次頁をご覧ください。

【提出期限】

　2024（令和６）年10月29日（火）必着

　　提出期限以降のご意見・ご提言等の受付はできませんのでご注意ください。

【提出方法及び提出先】

　〇持参又は送付

　　〒530-8201

　　大阪市北区中之島１－３－２０

大阪市役所本庁舎７階

　　　計画調整局計画部都市計画課（都市景観）宛

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前９時から午後５時30分

（午後０時15分から午後１時を除く）

　〇ファックス

件名に「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部改正（素案）に対する意見」と明記してください。

　　ファックス番号：06-6231-3751

　〇電子メール

件名に「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の一部改正（素案）に対する意見」と明記してください。

メールアドレス：[ea0011@city.osaka.lg.jp](mailto:ea0011@city.osaka.lg.jp)

【注意事項】

　　〇電話や窓口等での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。

　　〇提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

〇提出いただいたご意見に対する考え方については、後日一括して大阪市ホームページで公表します。なお、公表の際には、内容の要約又は一部の表現をあらためさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

【その他】

・いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第７条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。

・ご意見、住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例 に基づき適正に管理し、提出いただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。